

審査の結果の要旨

氏名 細野 耕司

本研究（「明治初期の司法建築に関する研究」）は、今まで不明確であった明治初期の裁判所の設置、海外視察、中央の司法施設、地方の裁判所、初期の法廷について多くの資料を基に検証し下記の事項を明らかにしている。

新政府は廃藩置県後に全国の司法権の統一を目指し、府県裁判所の設置を急いだ。先ず東京府から行き、次に東京周辺と京都・大阪の関西に設置し、開港場、薩長土肥の旧四藩に設置した。更に、騒動のあった九州に裁判所を集中的に配置した。裁判所設置が政治的な意味合いを含んだ配置であったことを明らかにしている。

初期の中心的な司法施設として司法省庁舎は北町奉行所に設置し、後に旧藩邸を修繕して仮庁舎とした。この時の白洲（法廷）は江戸時代のように庭に接する位置から、建物の中央部に移り、白洲内部に手摺（柵欄）を設けていたことを明らかにしている。

海外視察については、最初の視察である明治4年の英国領香港・シンガポール視察に於いて囚獄権正小原重哉は香港ではヴィクトリア監獄と裁判所を視察した。この監獄はパノプチコン様式の放射状型監獄であった。シンガポールではマクネール少佐と面会した。彼はシンガポールの旧最高裁判所の増築工事や Outram Road Prison、Government House 等の設計・監督を担当していた。彼からパノプチコン様式監獄の考案者であるベンサム の遺説の説明を受けていた。彼らの視察した裁判所は欧米で始まって間もない陪審制の陪審法廷を絵図で報告していた。また、明治4年末の岩倉使節団の佐々木高行司法理事官はベルリンの裁判所・監獄を熱心に視察した。明治5年の司法省視察団はフランスに於いてパリ重罪裁判所、リヨン裁判所を視察し、特に陪審法廷を調査していたことを明らかにしている。

視察後の明治5年末に日本で最初の十字型の監獄案を作成し「監獄則並図式」を頒布した。同7年に西洋監獄、同8年に東京裁判所の新築を行い、東京裁判所の詳細な内容を明らかにしている。

裁判所建築では特に法廷に於いて明治3年頃までは江戸時代の奉行所の白洲形式を踏襲していたが、海外視察後の明治5、6年に法廷は欧米の陪審制の陪審法廷に変わった。（当時の日本には陪審制度はなかった。）これは英国領香港・シンガポール、イギリス、フランスで見聞した陪審法廷の影響を受けたことを明らかにしている。

また、視察団は当時監獄施設において病死（結核等）が多いのを問題として、西洋の監獄の換気施設、上下水道施設について調査していた事実をも明らかにしている。

次に、司法省が最重視した司法施設である東京裁判所、西洋監倉を設計した人物が松代藩士の宮下知幹であることを明らかにしている。彼は元松代藩の兵制士官学校の助教であった。彼の上司の教授は函館五稜郭を設計した武田斐三郎であった。彼は同校でフランス語の教本で西洋砲術の授業を行っていた。宮下は同校が廃校後、明治6年に大蔵省土木寮、工部省製作寮を経て、明治7年4月に司法省営繕課に転任し司法省営繕課の責任者として明治23年まで勤務したことを証明している。

この当時全国に配置された裁判所は基本的に本庁、下調所、呼出人控所、湯呑所、門候所、表門から成り、本庁を中心に左右対称形に配置していた。本庁は木造2階建、凸型平面とし、両翼に下調所（2ヶ所）を設け、それを渡り廊下で結んだ左右対称形とし、本庁の1階は法廷、2階は執務室とした。1階平面は玄関を中心に左右に法廷（民事系法廷、刑事系法廷）を配置した左右対称形であること、江戸時代の町奉行所と平面を比較すると、裁判所は法廷部分を最優先し大きな面積を占めた。法廷は基本的に2ヶ所設け、内部は江

江戸時代の白洲の影響を強く残した上階、中階、下階の3段構成であった。しかし、内部に手摺、傍聴席を設けるなど西洋思想を取り入れていた。また、法廷の他に下調所（江戸時代に於いては白洲横に設けられ、与力が奉行の判決前に取調べを行った2段形式の白洲）があり、法廷の横に配置され、江戸時代の影響を残していた。

明治初期の裁判所は裁判を行う法廷（白洲）を優先し、町奉行所のような行政部分、執務部分、生活部分を縮小し、法廷部分を拡大したことを明らかにした。なお、この後に増大する訴訟に対して、裁判所は法廷の数は増すが、法廷部分より事務、執務部分が増加し、凸型平面からE型、日型平面に移行し、建物は大型化するが、法廷部分は全体の中で縮小し、特徴の薄れた平面となったことを明らかにした。

以上、多くの資料調査により維新後の裁判所設置の特徴を明らかにしている。初期の裁判所がイギリス及びフランス陪審制の陪審法廷の影響を受けたことを明確にしている。また、監獄は主にイギリスの放射状監獄の影響を受け、更に換気設備、上下水道設備の必要性を理解して調査していたことを明らかにしている。初期の裁判所と監獄を設計した人物（松代藩士宮下知幹）の経歴を明らかにし、擬洋風建築が司法建築に於いては大工出身者ではなく旧藩士（兵制士官学校助教）の設計であったことを証明している。また、東京及び全国に配置した裁判所建築の過程と特徴を明らかにしている。また、資料として司法技師の経歴を記すなど、本研究によって今まで不明であった明治初期の司法施設（裁判所建築を中心として）の特徴と変遷を明らかにしている。

よって本論文は博士（工学）の学術請求論文として合格と認められる。